

## ○那珂川市企業の誘致等に関する条例施行規則

(平成 30 年 12 月 28 日規則第 44 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那珂川市企業の誘致等に関する条例（平成 30 年条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する企業等（以下「企業等」という。）は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める産業分類に準ずる、次の各号に該当する事業を営むものとする。

[第 2 条第 1 号]

- (1) 大分類 A－農業、林業
- (2) 大分類 E－製造業（中分類 12－木材・木製品製造業（家具を除く。）、中分類 13－家具・装備品製造業に限る。）
- (3) 大分類 G－情報通信業
- (4) 大分類 H－運輸業、郵便業
- (5) 大分類 I－卸売業、小売業
- (6) 大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業
- (7) 大分類 M－宿泊業、飲食サービス業
- (8) 大分類 O－教育、学習支援業
- (9) 大分類 P－医療・福祉（中分類 83－医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。中分類 85－社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。）
- (10) 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）（中分類 92－その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。）
- (11) その他市長が特に認める事業  
(基準額及び新規雇用者の人数)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する投下固定資産総額の金額（以下「基準額」という。）及び同項第 3 号に規定する新規雇用者の人数は、別表に定めるとおりとする。

[別表]

(指定の手続)

第 4 条 条例第 4 条の規定による指定を受けようとする事業者は、事業所の新設等の工事等に着手する前に、指定申請書（様式第 1 号）に事業所建設計画書（様式第 2 号）及び事業計画書（様式第 3 号）を添えて、市長に申請しなければならない。

[第 4 条]

2 市長は、前項の規定による申請に対して指定することを決定したときは、指定通知書（様式第4号）を交付する。

（企業奨励金の交付）

第5条 条例第6条第1項第1号に規定する企業奨励金（以下「企業奨励金」という。）は、当該企業奨励金の申請事由となった投下固定資産に係る固定資産税が完納された後に当該税額を交付するものとし、初年度から起算して3年間を限度とする。

〔第6条第1項第1号〕

（雇用促進奨励金の交付）

第6条 条例第6条第1項第2号に規定する雇用促進奨励金（以下「雇用促進奨励金」という。）は、当該奨励金の申請事由となった新規雇用者が次の各号のいずれにも該当する場合に交付する。

〔第6条第1項第2号〕

- (1) 雇用促進奨励金の交付申請日において那珂川市に1年以上住民登録を有し、対象施設の操業開始日から1年6ヶ月が経過するまでに引き続いて1年以上雇用されていること。
- (2) 交付申請日の1年前の日から交付申請日の前日までの間に指定事業者が営む事業所を離職した者でないこと。
- (3) 雇用促進奨励金の交付決定を受けるために意図的な解雇を行う等不適切に新規雇用された者でないこと。

（企業奨励金交付申請の手続）

第7条 企業奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、毎年、交付の前年度の5月末までに対象施設に係る固定資産税の納税通知書の写しを市長に提出しなければならない。

2 企業奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、毎年、企業奨励金交付申請書（様式第5号）に対象施設に係る固定資産税の納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に対して企業奨励金の交付を決定したときは、企業奨励金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（雇用促進奨励金交付申請の手続）

第8条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、雇用促進奨励金交付申請書（様式第7号）及び新規雇用者個別票（様式第8号）に必要な添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対して雇用促進奨励金の交付を決定したときは、雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 指定事業者は、前2条に規定する通知書の通知を受けたときは、市長の指定する日までに奨励金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第10条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その事由の生じた日から10日以内に当該各号に定める届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設に係る事業を開始したとき。 事業開始届(様式第11号)
- (2) 対象施設に係る事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。 事業休廃届(様式第12号)
- (3) 条例第4条第1項の規定により申請した内容を変更したとき。 事業計画変更届(様式第13号)  
[第4条第1項]
- (4) 条例第11条の規定による奨励措置の承継をしようとするとき。 事業承継届(様式第14号)  
[第11条]

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	指定の基準	奨励措置
(1) 大分類A－農業、林業 (2) 大分類E－製造業（中分類12－木材・木製品製造業（家具を除く。）、中分類13－家具・装備品製造業に限る。） (3) 大分類G－情報通信業 (10) 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（中分類92－その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。）	<b>【基準額】</b> 3,000万円以上  <b>【新規雇用者】</b> 3人以上	企業奨励金  雇用促進奨励金
(4) 大分類H－運輸業、郵便業 (5) 大分類I－卸売業、小売業 (6) 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業 (7) 大分類M－宿泊業、飲食サービス業 (8) 大分類O－教育、学習支援業 (9) 大分類P－医療・福祉（中分類83－医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。） (11) その他市長が特に認める事業	<b>【基準額】</b> 2億円以上  <b>【新規雇用者】</b> 5人以上	企業奨励金  雇用促進奨励金

様式第1号(第4条関係)  
 指定申請書

様式第2号(第4条関係)  
 事業所建設計画書

様式第3号(第4条関係)  
 事業計画書

様式第4号(第4条関係)  
 指定通知書

様式第5号(第7条関係)  
 企業奨励金交付申請書

様式第6号(第7条関係)  
 企業奨励金交付決定通知書

様式第7号(第8条関係)  
雇用促進奨励金交付申請書

様式第8号(第8条関係)  
新規雇用者個別票

様式第9号(第8条関係)  
雇用促進奨励金交付決定通知書

様式第10号(第9条関係)  
奨励金交付請求書

様式第11号(第10条関係)  
事業開始届

様式第12号(第10条関係)  
事業休廃届

様式第13号(第10条関係)  
事業計画変更届

様式第14号(第10条関係)  
事業承継届